

(6) 社員及び社員総会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の社員及び社員総会に関し必要な事項を定める。

(法人の構成員)

第2条 本地域協会は、北信越地域の各県サッカー協会（以下「各県サッカー協会」という。）を社員として構成する。

(社員の資格の取得)

第3条 本地域協会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第4条 本地域協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める分担金を支払う義務を負う。
分担金の金額は、別に定める「分担金に関する規則」に定めるところによる。

(任意退社)

第5条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第6条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本地域協会の定款、本規程及びその他の規則に違反したとき。
- (2) 本地域協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第7条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が解散したとき。

2 前2条及び前項の場合において、資格を喪失した社員に対しては、既納の会費及びその他の拠出金について、これを返還しない。

(社員総会の構成)

第8条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員代表者)

第9条 各県サッカー協会は、本地域協会の社員として社員総会に出席する者（以下「社員代表者」という。）を予め指名し、別途定める様式にて本地域協会に届け出るものとする。

2 前項における社員代表者は、原則として、各県サッカー協会の代表理事又は業務執行理事であるものとする。

3 各県サッカー協会は、指名する社員代表者に変更がある場合は、別途定める様式にて速やかに本地域協会に届け出るものとする。

(社員総会の権限)

第10条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 司法機関（規律・裁定委員会）の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又は本地域協会の定款若しくは本規則で定められた事項

(社員総会の開催)

第11条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集及び議長)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会が会議の目的である事項を決定し、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会の議長は、社員総会において選任する。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第14条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が定款第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事、監事及び各常設委員会の委員長は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

(議決権の代理行使)

- 第15条 社員は、社員代表者が社員総会に出席できない場合において、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、前条第1項及び第2項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
- 2 理事会において総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を前条第1項及び第2項の出席した社員の議決権の数に算入する。
 - 3 本条第1項において、社員代表者の代理人として議決権を行使する者は、本地域協会を構成する各県サッカー協会において理事以上の役職にある者とし、本地域協会において役員及び司法機関の委員でない者とする。

(議事録)

- 第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は、前項の議事録に署名押印する。

(改正)

- 第17条 この規則の改正は、社員総会の決議を経て、これを行う。

(施行)

- 第18条 この規則は、2023年6月25日から施行する。